

教職課程と『生徒指導提要』

佐々木 隆

プロローグ

中学校・高等学校の教員免許状は教科別に認定・発行されている。しかし、実際に教育現場に立つ教員は自分の教科だけを教えればよいということではない。教育現場に立つ教員が生徒指導と全く無縁で過ごすことはできない。しかし、現在、この生徒指導に関わる状況はあまりにも大きく変化している。教科に関係なく、いやむしろ生徒指導に心奪われる時間の方が多い、あるいは教員に大きなストレスを与えるのが生徒指導と言っても過言ではないだろう。

ここでは『生徒指導提要』（2022）を取り上げながら、教職課程で何を学ぶべきなのか、取り上げておきたい。なお、支障がない限り『生徒指導提要』を『提要』と略す。

1 教職課程と生徒指導

改正後の教育職員免許法施行規則では、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」と言う枠組みの中で「生徒指導の理論及び方法」を取り扱うこととなった。『教職課程認定申請の手引き』の教職課程コアカリキュラムに示された「生徒指導の理論及び方法」の全体目標は以下の通りとなっている。

生徒指導は、一人一人の児童及び生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して教育活動全体を通じ行われる、学習指導と並ぶ重要な教育活動である。他の教職員や関係機関と連携しながら組織的に生徒指導を進めていくために必要な知識・技能や素養を身に付ける（文部科学省総合教育政策

局 198)。

なお、「(1) 生徒指導の意義と原理」の一般目標と到達目標は以下の通りである。

一般目標：生徒指導の意義や原理を理解する。

到達目標：1) 教育課程における生徒指導の位置付けを理解している。

2) 各教科・道徳教育・総合的な学習の時間・特別活動における生徒指導の意義や重要性を理解している。

3) 生徒指導体制と教育相談体制それぞれの基礎的な考え方と違いを理解している（文部科学省総合教育政策局 198)。

「(2) 児童及び生徒全体への指導」の一般目標と到達目標は以下の通りである。

一般目標：すべての児童及び生徒を対象とした学級・学年・学校における生徒指導の進め方を理解する。

到達目標：1) 学級担任、教科担任その他の校務分掌上の立場や役割並びに学校の指導方針及び年間指導計画に基づいた組織的な取組の重要性を理解している。

2) 基礎的な生活習慣の確立や規範意識の醸成等の日々の生徒指導の在り方を理解している。

3) 児童及び生徒の自己の存在感が育まれるような場や機会の設定の在り方を例示することができる（文部科学省総合教育政策局 198)。

「(3) 個別の課題を抱える個々の児童及び生徒への指導」の一般目標

と到達目標は以下の通りである。

一般目標：児童及び生徒の抱える主な生徒指導上の課題の様態と、養護教諭等の教職員、外部の専門家、関係機関等との校内外の連携も含めた対応の在り方を理解する。

到達目標：1) 校則・懲戒・体罰等の生徒指導に関する主な法令の内容を理解する。

2) 暴力行為・いじめ・不登校等の生徒指導上の課題の定義及び台頭の視点を理解している。

3) インターネットや性に関する課題、児童虐待への対応等の今日的な生徒指導上の課題や、専門家や関係機関との連携の在り方を例示することができる（文部科学省総合教育政策局 198）。

中学校・高等学校は教科担任制をとっており、教科担任の教諭とは別にスクールカウンセラーが配置されている。

- ・近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることを背景として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を積極的に活用する必要が生じてきた。
- ・このため、文部科学省では、平成7年度から、「心の専門家」として臨床心理士などをスクールカウンセラーとして全国に配置し（平成7年度 154校）、その活用の在り方について実践研究を実施してきた⁽¹⁾。

文部科学省では1995年よりスクールカウンセラーが配置されるように

なったが、SNS などのトラブルなども急増していることからスクールカウンセラーの役割は増すばかりだ。しかし、実際に現場で生徒と向き合うのは学級担任や教科担任である。3 つ目に掲げられている一般目標と到達目標は法令関係である。定義をいくら知っていても指導はできない。3 つ目に掲げられているのはどちらかと言えば危機管理的な対応になっている。

本学は英語科教員の教員養成をしていることから、1 つ目の一般目標の「到達目標：1）学級担任、教科担任その他の校務分掌上の立場や役割並びに学校の指導方針及び年間指導計画に基づいた組織的な取組の重要性を理解している。」に着目することになる。

2 『生徒指導要提』とは

『要提』については文部科学省 HP に次のような説明がある。

「生徒指導提要」とは、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成したものです。

平成 22 年に初めて作成して以降、いじめ防止対策推進法等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況にあります。

こうしたことを踏まえ、生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していくため、12 年ぶりの改訂を行い、令和 4 年 12 月に公表しました。

改訂版はデジタルテキストとして以下に公開しています。また、デジタルテキストの活用ガイドも掲載していますので適宜ご参照ください

い。

改訂版はデジタルテキストとしての活用を想定していますが、教育委員会等からのご要望を踏まえ、冊子版も発売されることとなりました。なお、冊子版は、特定の出版社に著作権を付与し、発売するのではなく、原則として、希望すればどの出版社も、文部科学省の許可を得た上で、販売することが可能となっています。各出版社の発売予定等につきましては、各社にお問い合わせいただければと存じますが、早ければ、令和4年度内にも発売を開始する出版社もあると伺っていますのでご承知おきください⁽²⁾。

『提要』の初版が発行されてからすでに10年以上が経ち、不登校の状況やSNSによるトラブルなども多発している背景がある。社会の変化が家庭環境の変化を含め、直接的に児童・生徒に反映されているのである。

『提要』(2022)の内容は以下の通りである。

- 第Ⅰ部 生徒指導の基本的な進め方
 - 第1章 生徒指導の基礎
 - 第2章 生徒指導と教育課程
 - 第3章 チーム学校による生徒指導体制
- 第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導
 - 第4章 いじめ
 - 第5章 暴力行為
 - 第6章 少年非行
 - 第7章 児童虐待
 - 第8章 自殺
 - 第9章 中途退学
 - 第10章 不登校

生徒指導提要

令和4年12月

文部科学省

 文部科学省

第 11 章 インターネット・携帯電話に関わる問題

第 12 章 性に関する課題

第 13 章 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

2020 年改訂版の「まえがき」にはその趣旨が示されている。

今般の改訂では、第 I 部で「生徒指導の基本的な進め方」として生徒指導の意義や生徒指導の構造、教育課程との関係、生徒指導を支える組織体制について整理した上で、第 II 部において、「個別の課題に対する生徒指導」として、各個別課題について、関連法規や対応の基本方針に照らしながら、未然防止や早期発見・対応といった観点から、指導に当たっての基本的な考え方や留意すべき事項等について示しております。

特に、今般の改訂では、課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず、児童生徒の発達を支えるような生徒指導の側面に着目し、その指導の在り方や考え方について説明を加えています（文部科学省 b まえがき）。

2023 年 6 月にはこども基本法が成立したことにより、こどもの権利擁護や法律上の取り扱いなどが変わってきたこともあろう。しかしながら、2023 年 12 月では気になるニュースがあった。

児童の“いじめ示唆”ノートに花丸「不適切だが懲戒処分に該当せず」奈良県教委が担任に指導改善研修へ 12/15(金) 15:34 配信
奈良県教育委員会によりますと、当該の教諭について、「被害児童に対する配慮に欠けていた」として、今月 18 日から指導改善研修を行うと、市の教育委員会に通知したということです。

■自殺ほのめかした女子児童に花丸「You can do it！」

奈良市立の小学校に通う女子児童は去年、ノートに「悲しかった、つらかった」「わたしは死ねばいいのに」などと自殺をほのめかす文章を書き担任に提出しましたが、担任は花丸をつけ「You can do it! ファイト」と記載して児童に返却していました。

その約4か月前には、同級生に蹴られて全治1週間のケガをし、保護者が学校に調査を求めたところ、学校側は同級生が暴力を認めないことを理由にあげて、「学校は警察じゃない」と調査を拒否したということです。

女子児童は、適応障害やPTSD・心的外傷後ストレス障害と診断され、現在も症状が続いているということです⁽³⁾。

いじめ訴えたノートに花丸 教師の対応「不適切」

12/20(水) 5:53 配信

奈良市の小学校でいじめを受けた児童が自殺をほのめかす内容を書いたノートに教師が「花丸」を付けていた問題で、教育委員会は「不適切だったことは明らか」とする調査報告書を公表しました。

奈良市の女子児童（当時3年）は、おととしから去年にかけて同級生からいじめを受けました。

児童が「わたしは死ねばいいのに」などと書いたノートを提出したところ、担任の教師は「花丸」を付けて返却しました。

調査報告書では、教師は児童に「花丸を付けて欲しい」と頼まれたとしているが「児童が自ら進んで申し出をするとは考えがたい」、「不適切だったことは明らか」と指摘しました。

教育委員会は「当事者や保護者に寄り添う姿勢に欠けていた」としたうえで、対応を検証して再発防止に努めたいとしています⁽⁴⁾。

学校としての生徒指導体制やいじめ、暴力行為、自殺防止に関する対応指針等がしめされても教員自身が児童生徒に対して上記のような行為が

あったとすれば、生徒対生徒はもちろんであるが、教員対生徒の関係についても考えねばならないだろう。

担任教員は学年主任、スクールカウンセラーと情報共有する、あるいは学内の関係者と相談の上、保護者に連絡するなどの措置もないまま、自殺をほのめかした文章に対して「花丸」をつけて返却したこと、学校が調査せず、教育委員会が調査したという点を見れば、学校自体が様々な防止対策等について機能していないことは明らかだ。『提要』にも「保護者との連携」として次のように書かれている。

学校が児童生徒の自殺の危険を把握した場合に、保護者との協力体制を築くことは最重要事項の一つです（文部科学省 b 206）。

いち早く情報をキャッチできる教員が組織人として行動しなければ問題はさらに大きくなり、対応は後手後手となり児童生徒の安全・安心を確保できなくなる事態となる。この花丸事件は担任教員ということから、他の児童生徒への影響も心配されるところだ。

（1）教科の指導と生徒指導の一体化

本学は英語科の教員養成校でもあるため、授業を展開する際に気を付けることは何か。『提要』には次のように示されている。

授業において、児童生徒が「自分も一人の人間として大切にされている」と感じ、自分を肯定的に捉える自己肯定感や、認められたという自己有用感を育む工夫が求められます（文部科学省 b 46-47）。

.....

共感的な人間関係を育成する観点からは、授業において、互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを促進していくこと

が大切です（文部科学省 b 47）。

ここで示されていることは、「大切にされている」「互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくり」である。すなわち、「否定されていない」「認められている」といった一種の「承認」行動だと考えられる。筆者は現在大学で英語の Writing を主とした授業を担当しているが、学生による授業アンケート（2023年12月上旬実施）の中で「自分の書いた英文を間違いと切り捨てないで、認めながら直してくれる」といった趣旨の自由記述があった。小中高に限らずこれは大学生あるいは学ぶ者にとっては誰もが感じることだろう。そこで難しいのは、正解ではない、あるいは誤っている解答をしている児童生徒へのアドバイスをどのようにするかが最も難しいところだ。筆者は英作では次の点を重要視しているのは「日本語に対して適切な英文かどうか」という点だ。

「文法的には誤っていないが、語彙の使い方が不適切である」「文法的に誤っているのに、なぜそのような英文になるかを推測して解説しながら、学生が書いた英文を生かしながら修正した英文を示す」といった作業が作業を行っている。英文の構造自体に問題がある場合には、中学高等学校ですでに習っている熟語や構文などを用いて表現した例を示すなどの工夫を行っている。これは教員側にはかなりの負担となるが、●×式の問いでない場合にはこうした作業は必要かもしれない。

（2）総合的な学習（探究）の時間における生徒指導

筆者が「総合的な学習の時間の指導法」を担当していることから、『提要』では「自己の在り方生き方」「協働的な学習」という総合的な学習（探究）の時間のキーワードが生徒指導の定義に通じるものがあると指摘している（文部科学省 b 52-55）。

他の教科以上に「他者との協働が不可欠」（文部科学省 b 54）なの

がこの「総合的な学習（探究）の時間」の大きな特徴と言える。『提要』では「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」（文部科学省 b 54）についても指摘している。『生徒指導提要』は教員が生徒指導することを前提にして書かれているが、別の捉え方についても後述する。

3 研究テーマとしての『生徒指導提要』

総合的な学習（探究）の時間のテーマとして筆者はかつて 2021 年度の「総合的な学習の時間の指導法」で授業の中で中学・高校生がテーマとして取り上げられそうなものとして以下を提示した（佐々木 b 11-13）。

c

・高齢社会

高齢社会の定義（WHO や厚生労働省）

介護の問題 → 老老介護

高齢者の生活支援の問題 → 定年と年金支給年齢との関係

超高齢社会 → 長寿社会 → 学び直しのリカレント教育、生涯教育＋余暇の過ごし方 → 異年齢交流

・少子化社会

少子化社会の定義（WHO や厚生労働省）

人口の減少 → 労働力不足 → 外国人労働者の問題 → 外国人の労働ビザの緩和 → 移民の可否

労働力不足の解消 → 女性の社会への進出＋AI を備えたロボットの導入＋外国人労働者の問題

AI の導入 → 働き方改革の導入

AI の導入 → 教育の変革 → 小学校でのプログラミング導入

AI と人間性 → チャップリン『独裁者』の演説

・異年齢交流

- 教育現場 → 高齢者施設等への訪問 → ボランティア
- ・環境問題
 - 自然と開発 → 災害との関係 → 防災 → 危機管理
 - ごみの分別 → 4R (Refuse, Reduce, Reuse, Recycle)
 - CO2削減 → エコカー+原子力発電所
 - 築地から豊洲市場への移転問題
- ・食への注目
 - 教育と食 → 食育+給食の考え方
 - フードロスとフードバンク
 - 生産者と消費者
- ・情報化
 - インターネットの活用+デジタル化 → 教育現場での取り組み+情報倫理・モラル → 不適切な動画等の投稿+匿名性+承認欲求+情報の発信 → 現実の世界とサイバー世界
- ・オリンピック・パラリンピック
 - オリンピック → スポーツとは何か(スポーツと運動)+オリンピックと政治/国威発揚の問題+オリンピックの変化(アマチュアリズムからビジネス化)+ドーピングの問題
 - パラリンピック → リハビリとスポーツ → 障害者スポーツ+アダプテッドスポーツ+パラスポーツ
 - スポーツとは何か → パブリックスクール(自由と規律) → 教育と運動(スポーツ)/eスポーツの行方/超人スポーツの今後
 - TOKYO2020 → COVID-19とTOKYO2020の開催/国立競技場のコンペのその後/エンブレム選定の行程と問題/2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長の辞任とその後/2020年東京オリンピック・パラリンピック開閉式メンバーの辞任騒動
- ・多様性の問題

LGBTQ → 文化と法令上の取り扱い／男女の呼称や表現

→ 日本語と英語の場合

パスポートの問題

平等と公正（配慮の問題）／健常者と障害者 → 教育現場と実社会

その後 2022 年度及び 2023 年度の同科目の履修者からは「日本語表現—挨拶や敬語」などテーマとした提示があった。これは SNS を利用してのコミュニケーションが増えると通常の対面でのやりとりで言葉の使い方が混乱するという指摘であった。SNS ではあまり美辞麗句を並べ、長文になることは却って失礼になることがある。

ここではインターネットに関わるものだけに絞って取り上げてみると、実は『提要』が取り上げている問題とも大きく関係してくる。中心になるのは「第 11 章 インターネット・携帯電話に関わる問題」であるが、これと関連してインターネットを利用しているいじめもあるため「第 4 章 いじめ」、さらにいじめが原因となる不登校や自殺が発生することもあり、「第 8 章 自殺」「第 10 章 不登校」とも関わってくる。なかでも大きな問題は「いじめ」であろう。『提要』ではいじめの定義として「いじめの防止等のための基本的な方針」の第 2 条をあげている。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」は「影響を与える行為」の度合いによっては犯罪になりかねない。しかし、児童生徒は未成年者であり、学校は教育機関であるため

生徒指導はできるが、法令による処罰はできない。学校が重視することは以下であると示されている。

- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- ・ いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す。
- ・ 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項[*70]に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- ・ 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する（文部科学省 b 122-123）。

『提要』が示しているのはいじめの防止策というよりは学校側の対応をどうすべきかといういわゆるリスク回避の内容である。「インターネット問題の未然防止」として謳っているのは以下の内容である。

(1) 教育課程全体での未然防止

インターネット問題は、学校や教職員が事態を把握することさえ難しく、気付いたときには取り返しのつかない、大きな問題に発展していることもあります。

そのため、各学校においては、情報モラル教育[*125]などを通して、

未然防止の取組を講じることが重要です。特定の時間だけでの指導ではなく、教育課程全体（家庭科・技術家庭科、道徳科、特別活動等）を横断して未然防止に取り組むことが必要です。

SNS 等で学校外の不特定多数を巻き込んでいる事案、法に触れてしまっている事案など、インターネット問題は、学校内だけでは解決が難しい場合もあります。したがって児童生徒自身が、インターネットが広く社会全体につながり、リアル社会と同じように法律で制御されていることをしっかりと把握する必要があります。

法的制裁の対象になっていないことであっても、道義的に許されないこともあるため、ネット利用上のマナーについても理解することが必要です。

(2) 児童会、生徒会で取り組む未然防止

児童生徒の帰宅後のインターネットの利用状況について、教職員が十分に把握することは困難です。したがって、インターネットの利便性や影響について児童生徒自身が主体的に議論しながらルールを定める機会を持つことが求められます。また、そのことは、高度情報化社会を生き抜いていく児童生徒にとって重要な経験となります。児童生徒が、学級・ホームルームや児童会・生徒会等で議論しながら主体的にルールを定めることは、児童生徒がルールを守ることの重要性を自覚するきっかけになります（文部科学省 b 247-248）。

ここで最も気になる点は以下の部分である。

インターネットの利便性や影響について児童生徒自身が主体的に議論しながらルールを定める機会を持つことが求められます。また、そのことは、高度情報化社会を生き抜いていく児童生徒にとって重要な経験となります。児童生徒が、学級・ホームルームや児童会・生徒会等で議論しながら主体的にルールを定めることは、児童生徒がルールを

守ることの重要性を自覚するきっかけになります。

「インターネットの利便性や影響について児童生徒自身が主体的に議論しながらルールを定める機会を持つことが求められます。」はまさに総合的な学習（探究）の時間にふさわしい内容となると考えられるが、実際はどうであろうか。

岡田康孝・池田誠喜・芝山明義「いじめ防止のための道徳科・総合的な学習の時間における実践研究—ロジックモデルに基づいた実践—」（2020）は「いじめ防止対策推進法」（2013）に基づき行われた実践報告である。

c. 総合的な学習の時間に関連させた実践

総合的な学習の時間の探究課題として、いじめ防止に関連する学習内容を設定した。道徳科とは違う視点から問題を捉えることで、具体的な事象について多面的な捉えが期待できる。例えば、SNSの使用に関するトラブルについて、インターネットや情報機器の使用についての知識・理解を深めるだけでなく、それらの不適切な使用により問題に巻き込まれる人間の心情を考える視点を折り重ねることで、相互に学んだ知識や規範、判断力が関連し合うことになり、重層的に学ぶことができると考えた。

さらに、総合的な学習に関連させて、道徳科の授業内容と時期を重ねることで、道徳科で学んだ道徳的な価値の理解や判断が、課題発見、解決の見通し、発信する材料の選択や方法、そしてこれからの自らの生き方への気づきなど、問題解決の各過程、また学校生活を通して活かされることを想定した（岡田他 108）。

大きな特徴は総合的な学習の時間と道徳とが連動して行われたことだ。

2. 道徳的価値が総合的な学習の時間の中で、発展的・実践的に活かされた実践例対象校のインターネット使用のきまりを見直し、全校のルールとして、広める、守っていくことを学習課題として、総合的な学習「ネット・スマホ宣言を作ろう」を計画し（全10時間）、最後に全校による「ネット・スマホ集会」を設定し学びを全校生、保護者に向けて発信することとした。その間に、道徳科を配置し、学びが有機的につながることを意図した計画とした。

目標を。①「インターネットや情報機器の適切な利用について、自己をふりかえって課題を見つけ、既存のルールを見直し、全校生に発信することができる」②「インターネットや情報機器の活用について、学んだことを生活に活かすことができる」とし、関連する道徳的価値として、（善悪の判断）（自律・自由と責任）（思いやり）（友情・信頼）（相互理解・寛容）（公正・公平・社会正義）を想定した（池田他 110）。

なお、成果と課題として次のことが提示されている。

プログラム評価を総合して成果と課題について述べる。

いじめ防止プログラムの取り組みとして、いじめ問題を意識した道徳科の授業を計画的に展開したこと、道徳科での学びが特別活動と総合的な学習の時間と関連づけられることにより、為すことによって、価値の理解を深めることができたことが大きな成果である（池田他 112）。

この実践報告の研究は公立小学校（全校児童 86 名の小規模校の 6 学年の 15 名）を対象に時期として X 年 4 月～XI 年 2 月（岡田他 108）を対象に行われたとある。指導者は学級担任及び全教員である。

教科以上に総合的な学習（探究）の時間や特別活動は協働的な学習が

多いことが大きな特徴だ。特別活動の高等学校学習指導要領解説にも以下のように解説されている。

(1) 特別活動の成果と課題

特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事から構成され、それぞれ構成の異なる集団での活動を通して、生徒が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育む活動として機能してきた。協働性や異質なものを認め合う土壌を育むなど、生活集団、学習集団として機能するための基盤となるとともに、集団への所属感、連帯感を育み、それがホームルーム文化、学校文化の醸成へとつながり、各学校の特色ある教育活動の展開を可能としている（文部科学省 a 6）。

協働性を伴う学習では児童生徒同士のふれあいや人間関係が醸成されることは言うまでもないことだ。親和性が高まれば高まるほど、却って傷つけてしまうことがある。これはアーサー・ショーペンハウアー（Schopenhauer, Arthur. 1788-1860）の寓話によるものだ。

やまあらしの一群が、冷たい冬のある日、おたがいの体温で凍えることをふせぐために、ぴったりくっつきあった。だが、まもなくおたがいに棘の痛いのが感じられて、また分かれた。温まる必要から、また寄りそうと、第二の禍がくりかえされるのだった。（略）（ショーペンアウアー 306）

これをもとに Leopold Bellak. *The porcupine dilemma : reflections on the human condition* (1970)が発表され、「山アラシのジレンマ」として知られている。比喩であるが人間関係の距離の取り方を示したものだ。

SNS などによる誹謗・中傷は必ずしも「山アラシのジレンマ」から

生じているものではないかもしれないが、限られた生活集団の中では起こりうる現象でもあろう。視野を広くみれば、介護中の家族内のトラブルも決してこうした現象と無縁とは言い難いものがあるだろう。学校内から外へ目を向けてみれば、様々な問題に広がりもあるだろう。

さらに「第 12 章 性に関する課題」では「性的マイノリティ」の問題も『提要』では取り上げられている。

LGBT とは、L がレズビアン (Lesbian 女性同性愛者)、G がゲイ (Gay 男性同性愛者)、B がバイセクシャル (Bisexual 両性愛者)、T がトランスジェンダー (Transgender 身体的性別と性自認が一致しない人)、それぞれ四つの性的なマイノリティの頭文字をとった総称で、性の多様性を表す言葉です。このうち、LGB は「〇〇が好き」というような性的指向に関する頭文字ですが、T は「心と体の性別に違和感を持っている」性別違和に関する頭文字で、性的指向を表す頭文字ではありません。また、いわゆる「性的マイノリティ」は、この四つのカテゴリーに限定されるものではなく、LGBT のほかにも、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人々が存在します。なお、Sexual Orientation (性的指向) と Gender Identity (性自認) の英語の頭文字をとった「SOGI」という表現が使われることもあります (文部科学省総合教育政策局 264)。

学校における事例なども次の様に示されている。

| 表 4 性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例 | |
|----------------------------------|-----------------------------|
| 項目 | 学校における支援の事例 |
| 服装 | ・ 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。 |
| 髪型 | ・ 標準より長い髪形を一定の範囲で認める (戸籍上男) |

性)。

- 更衣室 ・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
- トイレ ・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
- 呼称の工夫 ・校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。
 - ・自認する性別として名簿上扱う。
- 授業 ・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
- 水泳 ・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。
 - ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
- 運動部の活動 ・自認する性別に係る活動への参加を認める。
- 修学旅行等 ・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。
(文部科学省総合教育政策局 266)

「運動部の活動 ・自認する性別に係る活動への参加を認める。」は学内では認められても大会に出場できるのかどうか、ひいては国際大会などはどうかなど、問題は広がる。児童生徒の活動（議論）としてどこまで発展するかはわからないが、教員はファシリテーター（学びを促す者）として様々な側面からサポートをする必要はあるだろう（田尻 194-195）。

『提要』は文部科学省 HP にも公開されているため、経済的な負担もなく利用することができる。目次だけを一読するだけでも総合的な学習（探究）の時間のテーマを探す材料となるだろう。本来は学校関係者が読むべきものであるが、生徒が読んではいけないものではない。おそらく中学高校生が読めば、法律のことがやたらと出て来るという印象は拭えないものとなるだろうが、むしろ、様々な案件が法律として取り上げられているということを知る機会にもなるだろう。そのことで「社会と個」の関係を知ることにもなる。教職課程の履修者、現場の教員が読むもの

を中学高校生がどの程度理解するかはわからないが、ひとつの資料としては大きな価値がある。

エピローグ

教職課程では各教科等においては学習指導要領を教科書にするように『教職課程認定の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）』で想定されている。

…、「テキスト」又は「参考書・参考資料等」欄のいずれかにおいて、認定を受けようとする学校種に対応した最新の学習指導要領、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等が含まれることが想定される（文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 61）⁽⁵⁾。

『提要』は「生徒指導の理論及び方法」の教科書ともなる。当然のことながら、同じ教職課程の科目では『提要』を活用しても何ら問題はなく、むしろ履修学生は複数の科目により関連性を強く感じるのではないだろうか。筆者は「総合的な学習の時間の指導法」の担当教員であるが、その中で特別活動と道徳との関連性も実際に取り上げている。さらに中学校の道徳の授業においてゲストスピーカーとして招かれているが、その時にはインターネット・携帯電話に関連した情報モラルや多様性について取り上げたことがある（佐々木 a 1-27、佐々木 c 1-23）。『提要』は学校のリスク回避としては一つの指針ではあるが、『提要』により解決することはない。筆者は 2024 年度前期の「総合的な学習の時間の指導法」の参考書に『提要』を記載し、実際にその一部を活用した。教職課程履修者は自身の学びにとっては有効だが、実際に中学高校生を対象に使用した場合には現段階ではかなり不安であるという。まず現段階での履修者自身の考えがまとまっていない点、扱う問題がかなりデリケー

トであるからだ。教員を志望する学生としてはこの不安はむしろ望ましい状態だろう。正解のない問題に向かい合った時、しかも指導者として児童生徒にどう対応していくのかということを考えて、この「不安」こそが自分を高める大きな力となろう。授業担当者である筆者もまた、履修者がこの『提要』からどの程度つかみ取ってくれるかが「不安」と「期待」がある。

注

- (1) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課「スクールカウンセラーについて」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/at_tach/1369846.htm. Accessed 21 Dec. 2023.

- (2) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課「生徒指導提要（改訂版）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm. Accessed 21 Dec. 2023.

- (3) 「児童の“いじめ示唆”ノートに花丸「不適切だが懲戒処分に該当せず」奈良県教委が担任に指導改善研修へ」

<https://news.yahoo.co.jp/articles/ceda622707d6d5678fb22ab86d5b1c5d58ac1fc2>. Accessed 22 Dec. 2023.

- (4) 「いじめ訴えたノートに花丸 教師の対応「不適切」」

<https://news.yahoo.co.jp/articles/78215c3900eddd482c69777c83b8748031b69f37>. Accessed 22 Dec. 2023.

- (5) 本務校の教職課程における「生徒指導論」においても『生徒指導提要』（改訂版）が教科書として指定されている。また、筆者が担当する「総合的な学習の時間の指導法」「英語科教育法Ⅱ」においても該当する学習指導要領や学習指導要領解説を教科書として指定し、実際の授業においても適宜使用している。学習指導要領だけを読んでも

実際の授業や教育方法を習得することはできないため、あくまでも日本の教育方針、各教科等における学習内容の確認等として使用している。

引証資料

岡田康孝、池田誠喜、芝山明義（2020）。「いじめ防止のための道徳科・総合的な学習の時間における実践研究—ロジックモデルに基づいた実践—」、『鳴門教育大学授業実践研究—授業改善をめざして—』、第19号、鳴門教育大学。

佐々木隆 a（2021）。「道徳教育実践報告：中学校の道徳教育」、『新教育課程研究』、第25号、武蔵野教育研究会。

佐々木隆 b（2021）。「総合的な学習の時間の指導法」実践報告』、『新教育課程研究』、第26号、武蔵野教育研究会。

佐々木隆 c（2022）。「道徳教育実践報告：中学校の道徳教育—多様性と情報モラル」、『新教育課程研究』、第30号、武蔵野教育研究会。

ショーペンハウアー、アーサー（1996）. 秋山英夫訳、『ショーペンハウアー全集』、14、哲学小品集（V）』、白水社。

田尻敦子（2014）。「学びのビオトープ～総合的な学習の時間～」、田中智志・橋本美保監修、広石英記編、『教育方法論』、一藝社。

文部科学省 a（2018）. 『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説特別活動編』。

https://www.mext.go.jp/content/1407196_22_1_1_2.pdf. Accessed 26 Dec. 2023.

文部科学省 b（2022）. 『生徒指導提要』、東洋館出版社。

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf. Accessed 22 Dec. 2023.

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課（2023）. 『教職課程認定の

手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）（令和 6 年度開設用）＜本体＞』。

https://www.mext.go.jp/content/20230131-mxt_kyoikujinzai02-000003171_1-1.pdf. Accessed 17 Dec. 2023.

【キーワード】 教職課程、インターネット、協働、学習指導要領、『生徒指導提要』

執筆者一覧

佐々木 隆 武蔵野学院大学教授

新教育課程研究 第52号
2024年11月30日 発行
武蔵野教育研究会 編集・発行

〒350-1328
埼玉県狭山市広瀬台3丁目2番1号
武蔵野教育研究会事務局
武蔵野学院大学 佐々木隆研究室

Studies on New Curriculum

Number 52

30 November 2024

The Society of Musashino Education Studies